

ふるってご応募ください!

「にぎやかそ」とは、“にぎやか”×“過疎”の造語で、“過疎だけど、町内外から人が集い、つながりとワクワクがたくさん起こる町をみんなで作ろう!”そんな想いがこもった、美波町のまちづくりのキャッチフレーズです。

平成30年3月議会の一般質問で、町民憲章制定の提案があり、「節目の時(合併何周年など)」に制定を考えたいとお答えしておりました。折しも本年は合併15周年にあたります。この機会を捉え、町民の皆様が一丸となって進むべき町の理念や共通の目標をにぎやかそ町民憲章として制定し、これからのまちづくりをより団結し、より強力に、より推進していきたいと考えています。

にぎやかそ町民憲章は、町民の皆様と共に創ることに意義があります。ぜひご意見をお聞かせください!



美波町長：影治信良

にぎやかそ町民憲章の募集について

応募資格

町内に在住している方、美波町へ通勤通学している方、美波町出身の方
※年齢は問いません

応募形式

基本的な構成として、「前文」と「本文」の2部構成で、本文は5か条程度とします。なお、「前文」または「本文」のみの応募も可とします。
内容として、「前文」には美波町の特色を表した自然環境、歴史文化等を盛り込み「本文」は分かりやすく簡潔な内容のものとしします。

応募基準

- 町民共通の目標であること
- 町民にとって親しみやすく印象深く感じられること
- 簡潔でわかりやすいこと
- 音読みしたときに心地よく耳に入ってくること
- できるだけ外国語を使わないこと

応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、9月30日(木)までに美波町政策推進課あてに郵送してください。政策推進課もしくは由岐支所窓口を持ってきていただいても大丈夫です。また、右の応募フォームからもご応募いただけます。応募者には記念品を差し上げます。ただし、応募人数が多い場合は抽選とさせていただきます。



応募フォーム
はこちら↑

※募集内容は、美波町HPでも掲載しております。応募用紙は、美波町HPからダウンロードしていただくか、政策推進課または由岐支所でお受け取りください。その他、ご不明な点などあれば、役場政策推進課(☎77-3616)までお問い合わせください。